

## 週休2日制で施工する場合の特記仕様書

本工事は、「受注者希望型の週休2日制促進工事」（以下、「週休2日制促進工事」という。）であり、受注者の希望に基づき週休2日制に取り組む場合は、本特記仕様書を適用する。

- 1 週休2日制に取り組む場合は、「鹿嶋市が発注する週休2日制促進工事实施要領」（以下「要領」という。）第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- 2 前項により、要領第2条に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者（以下、この条において「受注者」という。）は、週休2日制での施工に当たり、要領第6条に基づき、あらかじめ実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。

なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前どおり確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5%（2/7）の日数を現場閉所日とすること（2/7未満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）。

また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、週休2日制による施工について、下請人等の理解を得た上で実施することとし、工事請負契約締結後速やかに、様式1により作成した関係者確認書の写しを監督員に提出すること。
- 4 受注者の都合により、要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上、振替現場閉所日を設定すること。

完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。

なお、この項では「週」について、日曜日から始まり土曜日までで終わる一連の7日間の単位として取り扱うこととする。4週8休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- 5 受注者は、週休2日制で施工することについて、設置する標示板（工事中看板）及び工事説明看板において標示すること。

ただし、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- 6 受注者は、次に掲げる書類等を監督員に提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること。）。
  - (1) 工事現場の労働者の勤務状況が分かる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
  - (2) 下請負人等の労働者については、当該工事における当該下請人の作業期間及び内容等が分かる書類（作業日報等）
  - (3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制のみ、前2号に基づき現場閉所日を集計した資料等）
- 7 現場閉所率に応じ、労務費に補正係数を乗じた設計変更を行い、工事請負契約第24条の規定により請負代金額を変更する。

なお、現場閉所率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日及び日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」による。

【複合単価の場合】

現場閉所日確保率	75.0%以上 87.5%未満	87.5%以上 100%未満	100%以上
補正係数	1.01	1.03	1.05

※市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格による積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」に示す補正係数を乗じる。

8 工事成績評定において、現場閉所率の実績が75.0%以上となる場合は、その実績に応じて加点評価する。

なお、受注者希望型の受注者が、受発注者協議により週休2日制で施工するとしたにも関わらず、週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、工事成績評定の工程管理で減点の対象とする。